

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則六一九四

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第三警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の項から警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の項までの規定中「三十歳」を「三十五歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。